

国立公園における行為規制の概要

	地域区分	行為の種類	法令
許可を要する行為	特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑤指定湖沼への汚水の排出等 ⑥広告物の設置等 ⑦物の集積、貯蔵 ⑧水面の埋立等 ⑨土地の形状変更 ⑩指定植物の採取等 ⑪指定動物の捕獲等 ⑫屋根、壁面等の色彩の変更 ⑬指定区域内への立ち入り ⑭指定地域での車馬等の乗り入れ ⑮政令で定める行為	自然公園法第13条
	特別保護地区	特別地域の行為に加え ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜の放牧 ④物の集積 ⑤火入れ、たき火 ⑥木竹以外の植物の採取等 ⑦動物の捕獲等 ⑧車馬等の乗り入れ ⑨政令で定める行為 1 木竹以外の植物を植栽、植物の種子をまくこと。 2 動物を放つこと(家畜の放牧を除く)	自然公園法第14条
届出を要する行為	特別地域	①特別地域の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置 ③指定地域での木竹の植栽、家畜の放牧	自然公園法第13条
	特別保護地区	①特別保護地区の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	自然公園法第14条
	普通地域	①大規模な工作物の新築、改築、増築 ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ③広告物の設置等 ④水面の埋立等 ⑤鉱物や土石の採取 ⑥土地の形状変更	自然公園法第26条